滑　川　町　全　図

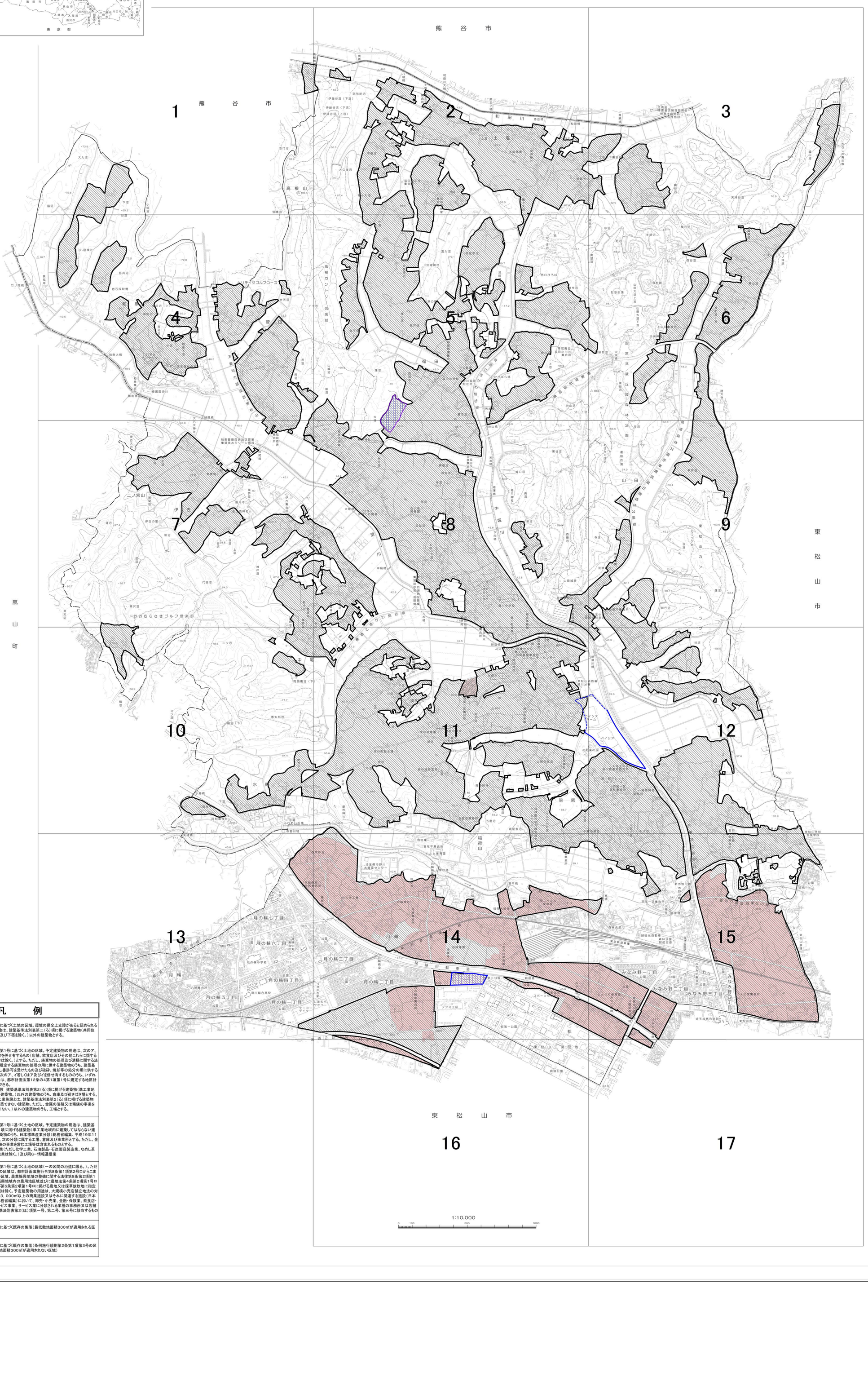

凡　例

朱塗り	条例第5条第1項に基づく土地の区域。環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途は、建築基準法別表第二（ろ）項に掲げる建築物（共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿を除く。）以外の建築物とする。
	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域。予定建築物の用途は、次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するもの（店舗、飲食店及びその他これらに類する用途に供する部分は除く。）とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。また、次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するもののうち、いずれかを除外する場合は、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画を定めることができる。 ア　流通業務施設　建築基準法別表第2（る）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。）以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。 イ　工業施設　工業施設とは、建築基準法別表第2（る）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まない。）以外の建築物のうち、工場とする。
	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域。予定建築物の用途は、建築基準法別表第2（る）項に掲げる建築物（準工業地域内に建築してはならない建築物。）以外の建築物のうち、日本標準産業分類（総務省編集、平成19年11月改定）において、次の分類に属する工場、倉庫及び事業所とする。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まれるものとする。 大分類E－製造業（ただし化学工業、石油製品・石炭製品製造業、なめし革製造業、武器製造業は除く。）及び同G－情報通信業
	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域（一の区間の沿道に限る。）。ただし、指定した土地の区域は、都市計画法施行令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に定める農業振興地域内の農用地区域並びに農地法第4条第2項第1号ロに掲げる農地及び第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地に指定された土地の区域は除く。予定建築物の用途は、大規模小売店舗立地法の対象となる売場面積3，000㎡以上の商業施設又はそれに関連する施設（日本標準産業分類（総務省編集）において、卸売・小売業、金融・保険業、飲食店・宿泊業、複合サービス事業、サービス業に分類される業種の事務所又は店舗（いずれも建築基準法別表第2（ほ）項第一号、第二号、第三号に該当するものは除く。））
	条例第7条第2項に基づく既存の集落（最低敷地面積300㎡が適用される区域）
	条例第7条第2項に基づく既存の集落（条例施行規則第2条第1項第3号の区域として、最低敷地面積300㎡が適用されない区域）

行政区画

埼玉県 比企郡 滑川町

記号

- 三角点
- 水準点
- 多角点（世石）
- 標高点
- 12.8 市の基準点
- 23.21 BM 点
- 家屋
- 無壁舎
- 堅ろう建物
- 黒塀家屋
- 真幅道路
- 幅員2m～4mの道路
- 幅員1m～2mの道路
- 幅員1m未満の道路
- 並木
- 普通鉄道
- 特殊軌道
- 架空索道
- 転車台
- トンネル
- 道路・鉄道の高架部
- 送電線
- 都・県界
- 郡・市及郡内の区界
- 市・村及市内の区界
- 区域界
- へい
- かき
- 土塀
- 神社
- 寺院
- キリスト教会
- 学校
- 病院
- 交番・派出所
- 消防署
- 郵便局
- 工場
- 変電所
- 倉庫
- 火薬庫
- 風車
- 揚水ポンプ場
- 市町村役場
- 裁判所
- 検察庁
- 税務署
- 森林管理署
- 公民館・公会堂
- 銀行
- ハローワーク
- 保健所
- 協同組合
- 幼稚園・保育園
- 市場
- 門
- 屋
- 鳥居
- 高塔
- 石段
- 灯籠
- 石碑
- 記念碑
- 立像・胸像
- 独立樹
- 起重機
- 煙突
- 給水塔
- 水位観測所
- タンク
- 灯台・灯標
- 井戸・坑口
- 鉄塔
- 電波塔
- 材料置場
- 墓地
- 公園
- 駐車場
- ガソリンスタンド
- 植生界
- 耕地界
- 水田
- 畑地
- 桑畑
- 茶畑
- 果樹園
- 芝地
- その他の樹木畑
- 広葉樹林
- 針葉樹林
- 竹林
- 荒地・湿地
- しゅろ科樹林